

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月 8 日
【会社名】	アズワン株式会社
【英訳名】	AS ONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 井 内 卓 嗣
【本店の所在の場所】	大阪市西区江戸堀二丁目 1 番27号
【電話番号】	0 6 (6 4 4 7) 1 2 1 0
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O コーポレート本部長 西 川 圭 介
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区江戸堀二丁目 1 番27号
【電話番号】	0 6 (6 4 4 7) 1 2 1 0
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O コーポレート本部長 西 川 圭 介
【縦覧に供する場所】	アズワン株式会社東京オフィス (東京都中央区八丁堀二丁目23番 1 号) アズワン株式会社横浜支店 (横浜市港北区新横浜二丁目 6 番地 3) アズワン株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目 2 番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び委任型執行役員（以下、併せて「当社取締役等」といいます。）及び社員を対象に、当社の業績及び株価と当社取締役等の報酬及び社員の処遇との連動性を高め、中長期的な視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2017年度より「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型E S O P信託」（以下、併せて「本制度」と総称し、本制度のため設定済みである信託を「本信託」といいます。）を導入しており、本制度を2025年度以降も継続することを決定いたしました。

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、本制度に基づき、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に関し、当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の給付の詳細を定めた取締役株式給付規程及び社員株式給付規程（以下、併せて「株式給付規程」といいます。）を改定し、その内容を当社取締役等及び社員に通知することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）銘柄

アズワン株式会社 普通株式

（2）発行数

120,700株（うち株式給付信託（取締役向け）16,600株、株式給付型E S O P信託
104,100株）

注1：発行数は、対象期間において、本制度に基づく業績達成度合いが最も高い場合（本信託から給付する株式数が最も多くなる場合）を想定した数としています。

注2：本信託では、本信託に残存する株式数を考慮し、上記発行数のうち、株式給付信託（取締役向け）については16,600株を、株式給付型E S O P信託については104,100株を、本信託が当社の自己株式処分を第三者割当の方法により引き受けて取得することを予定しています。当該自己株式処分に係る具体的な募集事項は以下のとおりです。

処分株式の種類及び数：当社普通株式120,700株（うち株式給付信託（取締役向け）
16,600株、株式給付型E S O P信託 104,100株）

処分価額：1株につき2,504円

処分期日：2025年8月25日

（3）発行価格及び資本組入額

（ ）発行価格 1株につき2,504円

注：発行価格は、東京証券取引所における当社の普通株式の取締役会決議日である2025年8月8日の前営業日終値としています。

（ ）資本組入額 該当事項はありません。

（4）発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ ）処分価額の総額 302,232,800円

（ ）資本組入額の総額 該当事項はありません。

（5）株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。
なお、単元株式数は100株です。

（6）当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社取締役等 5名 16,600株

当社社員 116名 104,100株

(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第 2 条の12第 1 号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
 下記（10）から（12）までのとおりです。

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法
 下記（10）のとおりに、当該株券等は、株式会社りそな銀行を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者とする信託において他の株券等と分別して管理されます。

(10) 信託の受益権の内容

< 本制度の概要 >

本制度は、当社取締役等の報酬及び社員のインセンティブとして、当社が金銭を拠出することにより設定した本信託が当社株式を取得し、株式給付規程に従い、当社取締役等及び社員に付与するポイントに相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、当社取締役等及び社員に給付する制度です。なお、当社取締役等及び社員に対しては、各事業年度終了日において在任または在籍している者に限りポイントが付与され、退任または退職等の正当な理由がある場合を除き、当社株式を給付することはありませんので、当該場合を除いて、当社の第65期半期報告書の提出前に当社株式等を給付することはありません。

< 本制度の対象者 >

当社取締役等 5 名
 当社社員 116名

< 本制度の仕組み >

- ・ 付与されるポイント数：当社取締役等及び社員に付与するポイントの数は、対象期間の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて、株式給付規程で定める基準に基づき決定されます。
- ・ 給付される当社株式等：株式給付規程で定める基準に基づき、付与されるポイント数に相当する当社株式等を給付します。
- ・ 給付条件：当社取締役等及び社員が、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託を通じて、当社株式を給付します。ただし、株式給付規程の一定事由に該当する場合は、一部又は全部を当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

< 本信託の概要 >

名称	株式給付信託（取締役向け）	株式給付型 E S O P 信託
委託者	当社	
受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結しております。	
受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者	社員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者	当社内の社員より選定
信託契約締結日	2017年 8 月16日	
信託の期間	2017年 8 月16日から信託が終了するまで	

(11) 信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

120,700株

- (12) 信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲
当社取締役等及び社員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (13) 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号